

第 11 号

熊本県犯罪被害者等支援条例の制定について

熊本県犯罪被害者等支援条例を次のように制定することとする。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解等による言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（第6条から第8条までにおいて「基本理念」と

いう。)にのっとり、犯罪被害者等支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村その他犯罪被害者等支援に係る機関及び団体との連携を図るものとする。

(市町村への協力)

第5条 県は、犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、事業活動に伴う二次被害の防止及び従業員である犯罪被害者等の就労について十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の役割)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する指針)

第9条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針(以下この条及び附則第2項において「支援指針」という。)を定めるものとする。

2 支援指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
- (3) その他犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、支援指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前項の規定は、支援指針の変更について準用する。

(相談及び情報の提供)

第10条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように

するため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求に関する情報の提供)

第11条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、損害賠償の請求に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第12条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（熊本県営住宅条例（昭和35年熊本県条例第11号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第17条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護又は捜査の過程における配慮)

第18条 県は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(未成年者への配慮)

第19条 県は、犯罪被害者等が未成年者であるときは、その心情に十分な配慮がなされ、当該犯罪被害者等の負担が軽減されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深め、並びに二次被害の防止を図るため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、犯罪被害者等支援の充実に図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体による活動の促進)

第22条 県は、民間支援団体の活動を促進するため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援の推進体制等)

第23条 県は、市町村その他犯罪被害者等支援に係る機関及び団体と連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、県内において犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村その他犯罪被害者等支援に係る機関及び団体と協力して、必要な緊急の支援を実施するものとする。

(財政上の措置)

第24条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に県が定めている犯罪被害者等支援に関する指針であって第9条第2項各号に掲げる事項を定めたものは、同条第1項の規定により定められた支援指針とみなす。

(提案理由)

犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことができる社会を実現するため、犯罪被害者等支援に関する基本理念、犯罪被害者等支援の基本となる事項等を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。